

取手市国民健康保険条例の改正(案)

健康保険法施行令の一部を改正する政令等が令和5年4月1日に公布される見込みであることに伴い、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するものです。

改正内容(案)

- ・ 出産育児一時金の支給額を40万8千円から48万8千円に改正。

これまで被保険者が出産をする場合に出産育児一時金を40万8千円、取手市国民健康保険条例施行規則に規定する加算金1万2千円の、合わせて42万円を支払っていました。

しかしながら、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給額について50万円とすべきとされ、健康保険法施行令等の改正が閣議決定されていることから、当市もそれに準じて条例を改正し、加算金と合わせて50万円を支給するようにするものです。